

はじめに

私たち自治体労働組合に求められる役割として、みずからの職場要求と住民の最善の利益・要求を結合して実現をめざしていくことは、きわめて重要です。職場だけでなく、地域の住民に際限ない痛みを押しつける自治体リストラとのたたかいは、自治体労働組合運動の存在意義を問われるたたかいであり、住民のいのちとくらしを守る自治労連運動の真価を発揮するたたかいです。

小泉自民・公明連立政権が発足以来4年にわたり進めてきた「構造改革」路線は、大企業優遇の経済運営により国民生活のあらゆる分野に大きなゆがみを生じさせています。9月11日投票の総選挙の結果、国民への増税や憲法改悪の狙いを隠し、「郵政民営化」の是非のみを問う公務員減らしを叫ぶ小泉自公政権は、衆議院の3分の2を超える絶対多数議席を獲得しました。「構造改革」路線はますます加速し、「改革」の名で国民への痛みの押し付けが強まることが予測できます。自治体においても「構造改革」が推進され、住民のくらしと地方自治を根底からくずし、自治体で働く公務・公共労働者の働きがいを奪おうとしています。「自治体の構造改革」を目的として進められてきている現在の自治体リストラ攻撃は、「新しい公共空間の形成」をめざし、自治体の役割自体を縮小・変質させる攻撃へと変化しています。自治体そのもの、公務労働そのものを変えてしまう、公共性を変質させる攻撃です。政府は地方独立行政法人や指定管理者制度、市場化テスト、PFIなど、自治体リストラを進める手法を揃え、自治体での具体化を迫っています。住民生活を根底から壊そうとするこれらの攻撃に対し、住民と共同したたたかいが重要であり、自治体における旺盛なたたかひの展開が求められています。

東京自治労連は、自治体リストラ反対闘争を進めるために、次の目的で第4回自治体リストラ反対交流集会を開催します。

第一に、住民と職員の反対を無視して強行されている自治体リストラ＝自治体構造改革の全体像と各職場、課題別の特徴、闘いの教訓を交流し、共通認識とすること。第二に、来年度予算人要求闘争に向けた交流と取り組みの意思統一を図り、民主自治体づくりの展望について共通認識とすること。第三に、東京自治労連の各級機関・分野の取り組みをさらに発展させるための契機とすることです。

新たな自治体リストラ手法による自治体の役割放棄や行政水準の切り下げを許さず、住民の福祉向上をめざす自治体労働組合や自治体労働者の役割の重要性はますます高まっています。地域住民や住民団体から、住民のいのちとくらしを守る私たちの運動への大きな期待もあります。

東京全体を視野に入れたたたかひと各単組のたたかひを結びつけ、これまでの取り組みをおおいに交流し、たたかひの到達点とこれからの課題を明らかにし、確信をもって元気にたたかひていくために、本集会を開催します。

1 各自治体のリストラの現状

(1) 東京都の自治体リストラ

小泉構造改革と連動し、これを具体化する「第二次財政再建プラン」「第二次都政改革ア

クションプラン」などをもとに、新たな手法もつかったリストラ攻撃が強められています。この7月には、「都におけるマンパワーの動向と今後の方向」を公表し、大量退職が生じても大量採用は行わず、さらなる改革といっそうの定数削減、マンパワーの質を高めて少数精鋭で対応する、としています。福祉施設や都立病院等の公社化や民間委譲、PFI導入による病院建設、体育施設・公園施設・都営住宅等への指定管理者制度導入、都立図書館のカウンター窓口業務委託、都立学校経営支援センター（仮称）設置、都立試験研究機関の地方独立行政法人化等が、職場の強い反対を押し切り具体化され強行に進められています。水道の職場では、「東京水道経営プラン2004」を策定し、「お客様センター」設置による窓口集中化や営業所の統合、多摩地区水道の全面委託化などを進め、さらに民間的経営管理手法の導入、目標管理の推進などを行おうとしています。

（2）市の自治体リストラ

各市では、小泉内閣の構造改革推進で大きな影響を受けています。財政面での構造改革である「三位一体」改革によって、地方交付税交付金や国庫補助金が削減され、財政状況が厳しくなったことを口実に、自治体リストラをいっそう押し進めようとしています。

多摩市では、財政白書で市財政の厳しさを強調し行政水準の引き下げを明らかにし、リストラ人員削減など市民犠牲を進めています。今年1月、賃金削減を突然提案しましたが、労使で市の財政状況を分析・検討し、賃金削減が不当、不要であることを明らかにして提案を事実上撤回させました。

国立市では、上原民主市政のもと、住民本位の施策も行われていますが、「財政再建重点措置」による人員削減、公民館・体育館など社会教育施設への指定管理者制度導入が計画されています。

三鷹市は、足立区とともに民間企業・自治体で構成する「市場化テスト推進協議会」に参加しています。協議会での民間の提案に期待を表明し、市場化テストの成果を反映した新行財政改革計画を策定して、市業務の委託・民営化をさらに推進しようとしています。

（3）区の自治体リストラ

「新行政経営」といわれるNPM型の自治体リストラが、ほとんどの区で進められています。各区の企画総務部門は、名称に「経営」や「政策」を冠し、企業経営の手法を取り入れた新たな自治体経営の考え方を強調しています。保育園・児童館などの民営化をはじめ、新たなリストラ手法を活用して、ほとんどすべての自治体職場を対象にして全面的な攻撃が行われています。

千代田区は、経営的な視点でのサービス見直し・民間開放を進めるとし、独自に市場化テスト的な手法の活用も視野に調査・検討を行っています。

世田谷区では、区立保育園2園の民営化が提案され、「保育の商品化」を許さない、と全区民宣伝、駅頭宣伝、地域学習会、請願署名を父母会との共同を強め取り組んでいます。全児童対策に学童クラブ事業を加えた新BOPでは、非常勤・臨時職員中心の運営体制に転換するという見直し提案がされています。

品川区では、保育園給食調理の民間委託、学童保育事業の廃止と全児童対策事業化が行われ、学校給食調理の全校委託や保育園での派遣労働者による正規置き換えも進められています。

文京区では、区民施設、児童館、高齢者施設、区立公園、社会教育施設や体育施設への指定管理者制度の来年度導入を決定しました。保育園の民営化では、保育の質を問い、父

母といっしょにこれをはね返す取り組みを進め、1年間の延期をさせています。江東区でも粘り強い努力を重ね、父母といっしょに民営化で保育がどうなるかを考え、保育の質を守るためには公立での直営が必要だ、と保護者とともに運動し民営化を延期させました。

豊島区では、保育園の民間委託に伴って社会福祉事業団に3年間保育士を派遣することが提案されました。墨田区でも、児童館の運営委託、保育園の民営化が進められ、区民署名など父母や利用者との共同の取り組みを進めました。民営化園の保育士組織化も取り組み成果をあげています。

大田区の区立民営園では、職員全員を不安定雇用で切り替え、劣悪な労働条件のため職員退職でひんばんな入れ替え、トラブルが続出し、民営化による保育の質の低下が明らかになっています。

足立区では、20年で2千人近い人員削減など行革が進んでいますが、第2次構造改革戦略で新たな方向性を打ち出しました。「協働化テスト」という市場化テストを含めたあらゆる分野・対象の官民協働を総合的に推進しようとしています。「協働化テスト」の対象にならない業務を限定的に確定し、それ以外のすべての業務が「協働化」の対象としています。

(4) 外郭団体・臨時・非常勤職員への影響

各自治体で増大してきた第三セクター等の外郭団体職員、臨時・非常勤職員は、現在日常業務遂行のうえでなくてはならない存在ですが、民営化などの自治体リストラ推進で大きな影響を受けています。公の施設では指定管理者制度の導入選択が迫られており(2006年3月)、施設自体の廃止・統合の検討、自治体準拠賃金の大幅な切り下げなど労働条件の改悪、職員の解雇や雇止めがおこり、これらの撤回・中止を求めてたたかいは始まっています。中野区では、保育園の民営化に伴い非常勤保育士が解雇され、撤回を求め現在裁判でたたかっています。葛飾区では財団職員の解雇撤回でたたかい勝利和解しました。また、目黒区や品川区では、非常勤職員等の採用をやめ、自治体業務に派遣職員を活用しようとしています。

2 自治体リストラ＝自治体構造改革の背景にあるもの

今、自治体リストラ＝自治体構造改革は新しい段階に入っています。今年3月29日に総務省は「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(以下、「新地方行革指針」)を出しました。通算で4度目であり、7年4ヶ月ぶりの「新地方行革指針」です。このなかで、各自治体が来年3月までにそれぞれの「地方行革大綱」を見直すこと、今年度を起点に、2009年度までの具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を今年度中に公表するよう求めています。現在の「地方行革大綱」を改悪する方向で見直すことにつながります。東京都はすでに、「集中改革プラン」作成に関する都内各自治体のヒアリングを9月上旬に終わっています。

「新地方行革指針」は、各自治体で新自由主義的な構造改革が進んでいる状況を踏まえ、自治体行政の市場化・民間化をこれからの自治体改革の最重点課題とするよう自治体に迫るものです。

(1) 「新地方行革指針」の内容

① NPMなど新しい視点に立ち行政の役割を重点化

前文では、自治体が住民の負担と選択に基づき地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要がある、としています。自治体は、地域のさま

ざまな力を結集し、「新しい公共空間」形成のための戦略本部となり、自ら担う役割を重点化していくことが求められる、としています。

②計画的な行政改革の推進、説明責任の確保

従来の大綱を見直し、集中改革プランを今年度中に公表する、そこでは定員管理の適正化、民間委託の推進など9項目を具体的に列記、明確な数値目標を掲げることも求めています。

③行政改革推進上の主要事項

行政の担うべき役割の重点化（官製市場の民間開放、官営企業・事業体の見直し、地方分権推進のための自治システム改革）、定員管理及び給与の適正化等（過去5年間の総定員純減実績4.6%を上回るための明確な数値目標を設定する、国に準じた給与見直し）、電子自治体の推進（オンライン化・共同アウトソーシング推進）など、8つの課題の取り組み方を詳細に述べています。

④総務省の推進方針

総務省・各都道府県が自治体に対し助言等を行うことを述べています。自治体に総務省がにらみをきかせること、自治体同士の行革競争と世論の突き上げをねらうものです。

（2）「新地方行革指針」のねらいと私たちが対置するもの

「新地方行革指針」は、住民福祉の増進という憲法で規定する「地方自治の本旨」を踏みにじり、政府が決めた基準どおりに無理やり「集中改革プラン」を策定させようとしています。

小泉構造改革は、資源の効率的配分は市場の自由競争にゆだねることが最善と考へ、「民間でできることは民間で」「官製市場の民間開放」を掲げ、行政の市場化・民営化の徹底を図るものです。今回の新指針は、市町村合併の区切り、三位一体の改革の本格的着手、道州制移行の検討の始まりなど、自治体構造改革の新たな段階をみて出されています。指定管理者制度などの新たな手法で、行政の市場化・民間化を自治体の最重点課題にしようとしています。

この構造改革は、自治体の果たす役割を質的に変えるものです。また、住民の暮らしに必要な不可欠な行政を量的に縮小させるものです。

私たちは、第一に、住民の権利・自由を確保し実現するために、自治体行政の公共性が担保されるべきであり、そのことが自治体の存在意義を明らかにすることであると考へます。第二に、自治体の行政改革は、自治体の特性を生かし地方自治を拡充するものでなければならないと考へます。住民自治をいっそう活性化するための仕組みづくりや、公正で効率的な行政システムを構築することが求められています。

（3）構造改革を進めた後の日本をえがく「日本21世紀ビジョン」

財界代表も加わる経済財政諮問会議が、2005年4月に発表した「日本21世紀ビジョン」は、2030年の日本のめざすべき将来像と実現のための具体的な行動を示しています。まさに「この国のかたちを変える」ことを意図したものです。将来像の一つに「豊かな公・小さな官」を掲げ、小さく効率的な政府のもと、非政府（企業・NPO・社会的起業家など）が担う「公」の活動が拡大し、「奉仕奉公」が広がり、地域間競争で個性豊かな自立した地域になる、としています。これを実現するために、公共サービスの民間開放、経営原理を徹底した「行革」を進めます。自治体は直接サービスの提供をやめ、限られた自治体職員が「調整役」となります。政府・財界がめざすのは、日本におけるグローバリゼーション

のあくなき推進であり、そのために必要な公的資金投入や市場創出をする構造改革です。ビジョンがめざす地方自治は、減量化・市場化を徹底してナショナルミニマムは放棄し、地域間競争と合併を繰り返すものとなります。

安上がりで住民の人権尊重や発達権保障は切捨て、財界・大企業の要求には手厚く奉仕する日本にしていくものであり、とうてい認められないビジョンです。

(4) 「骨太方針 2005」がめざす地方自治

「骨太方針 2005」は、05～06年度の2年間をビジョンと同様に重点強化期間として重視しています。この期間の課題として、第一に、資金の流れを官から民へ変える、仕事の流れを国から地方へ変える、人と組織を変えることにより、小さくても効率的な政府をつくること、第二に、少子高齢化社会とグローバル社会を乗り切る基盤をつくること、第三に、4つの改革で民需主導の経済成長を確実なものにすること、を提起しています。

「骨太方針 2005」がめざす自治体改革の課題は次のとおりです。

①「国から地方への改革」として、来年4月から地方債の発行が協議制に移行し、自治体の財務状況が金融市場からチェックされ格付けされるため、市町村合併や行革の圧力が高まること。「集中改革プラン」による数値目標での行革の徹底とともに、「給与情報及び財務情報の公表システム」の今年度中の構築の義務付け、都道府県・政令市は連結貸借対象表の公表が義務付けられること。三位一体改革により、合併していない自治体はいっそう地方交付税削減を求められること。

②市場化テストの本格的な導入等による、官業の徹底的な民間開放を狙っています。

③公務員の総人件費改革として、新指針の定員削減目標達成、退職補充の極力抑制、賃金体系の成果主義移行、給与水準の地域民間水準への引き下げ均衡、などが狙われています。

3 自治体リストラ＝自治体構造改革の手法

自治体行政の「民間化」には、行政評価など民間手法を行政内部に取り入れる「内部的民間化」、アウトソーシングなど市場化を進める「外部的民間化」があります。

「新地方行革指針」策定と同時期に総務省は、「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」が、「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」（以下、報告書）をまとめました。ここでは、これからの自治体運営のあり方について、基本となる新しい考え方を設定することをめざし、「新しい公共空間の形成」をキーワードとしています。提言のポイントは、①多様な公共的サービス提供主体（住民団体・NPO・企業等）と協働して提供していく仕組みの構築、②行政と住民との関係の変革（地域協働と多元化＝外部委託）、行政内部の変革（組織・マネジメント・人事管理）、③トップのリーダーシップ発揮、行政評価やICTの活用が重要、議会の刷新、などです。

(1) 内部的民間化

①行政評価制度

「新地方行革指針」は1997年の指針に比べ「民間化」の方向が強まっています。行政評価制度は、ほとんどの都道府県・政令都市に導入されるなど、多くの自治体に入っています。新指針では、「PDCAサイクル」（計画策定・実施・検証・見直しの頭文字）と同様に重要な位置づけがされていますが、評価を通して「外部的民間化」が図られることがあります。

②議会の関与、第三者評価、トップマネジメント強化

新指針は、議会の関与について、執行機関への監視機能を高める取り組みを期待しています。問題なのは、トップ＝首長の政策判断や方針を重視するあまり、恣意的な政策判断や方針決定への高い評価が行われ正当化されることです。

第三者による評価は、通常非常勤・少人数・広範囲の評価となり専門性が問われます。そのためコスト削減のみを目的とした単純な指標の設定となることも問題です。

報告書では、トップが掲げる政策目標の達成、トップマネジメントのツールとして行政評価制度を明確に位置づけています。

③「意識改革」攻撃への対抗

「公務員制度改革」は、本来公務労働の目的である住民の福祉の増進などそっちのけで、財界・大企業や首長、一部の高級官僚など、支配者の側に立つ「モノ言わぬ公務員」づくりを狙うものです。自治体職場では、民主的な自治体労働者ではなく、成績・業績重視で当局言いなりの労働者をつくるため、さまざまなかたちで意識改革が進められています。人事考課制度が東京都及び大多数の区で導入され、自治体労働者の働き方や意識に影響を及ぼしています。昇給延伸の実施など成績主義とのリンクも進み、これに拍車をかけています。C Iの導入、自治体イメージ戦略、企業経営手法を学ぶ研修会・講演会や民間会社派遣研修、職層別や職種別の作業チームによる研究活動など、すべての労働者を対象に継続・反復して取り組まれています。

当局・職制等による意識改革攻撃に対し、憲法・自治の基本原則や民主的公務労働論、自治体労働者論など、自治体労働運動の豊かな実践と到達を対置した労働組合の取り組みが求められています。

④地方独立行政法人

民間組織とは一線を画すというわけではありませんが、法の成立で住民サービスにかかわるほとんどすべての分野を地方独立行政法人にすることができるようになりました。大学、病院、水道、鉄道、特別養護老人ホーム、保育所、試験研究機関などです。すでに東京都では、都立大学等を統合した首都大学東京に続き、都内の中小企業振興にとって極めて重大な「都立産業技術研究所」の「地方独立行政法人」化が進められています。独立採算で企業努力が求められ、その結果、利用者負担の増大や賃金・労働条件の切り下げにつながります。新指針においては、サービスの必要性や民間譲渡の検討後、指定管理者やPFIで目的が達成できない場合に、はじめて選択されるべきとしています。

(2) 外部的民間化（アウトソーシング）

外部的民間化は行政「民間化」であり、行政のスリム化自体よりも、民間営利企業の活動拡大をめざすものです。新指針では、自治体が「新しい公共空間の形成」の戦略本部となることを求めています。これは、今後の公共サービスの供給主体を多様化し、民間営利企業を中心に市場メカニズムの活用を図ることです。

今後の「団塊世代」大量退職も、完全には補充せず民間組織の活用で対応する、自治体の不適正な事例の是正も、民主的統制の強化ではなく、民間化で克服する方向をめざしています。

①指定管理者制度

法の施行により現在管理委託されている公の施設は、直営にもどすか、廃止か、2006年3月までに指定管理者制度に切り替えることが求められています。現在直営の施設への指定管理者制度導入も急速に進んでいます。指定管理者が自治体の多くの事業を一括して受

託するなど、営利目的の企業に公務をまる投げするものです。

問題点として、指定管理者になった企業の数増えで物事が決定され、公的な責任が後退すること、議会等による民主的コントロール機能が低下すること、企業秘密という壁があること、営利優先で儲けなければ料金値上げや人件費の削減になること、雇用はほとんど不安定雇用であり、指定からはずされれば全員解雇の可能性もあること、有償または無償ボランティアという名のただ働きや超低額賃金労働者を活用する、などがあります。

新指針は、施設を存続する場合は「管理主体をどうするのかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較を含め、その理由を明らかにした上で」住民等への説明責任を果たせと強調し、民間営利企業の活動に期待を表明しています。

②PFI制度（民間資金活用制度）

新指針では、PFI事業の広範囲で積極的な活用に努めることが期待されています。留意点として、適切なリスク分担、PFI事業者に対する安易な出資・損失補償を慎むこと、公開と透明性の確保を指摘していますが、企業秘密を理由とする情報公開や透明性の制限をどう改善していくのかは重要な課題です。指定管理者制度と同様に、民間営利企業の活動拡大のなかで、労働者の労働条件をどう考えるか、その低下が行政にどんな影響を与えるか、専門性がどのように確保されるのか、などが十分配慮されるべきです。

③市場化テスト

「官から民へ」「民間にできることは民間に」を重要な柱とする構造改革の究極の手法として提起されました。従来の公共サービスの提供について、官と民で競争入札を行い落札したものがそれを実施します。民間開放を官業のすべてに拡大し、公務の市場化・民間化を一気に加速するものです。現在、社会保険業務（年金相談・徴収）と職業紹介業務、刑務所がモデル事業として選定されています。「公共サービス効率化法（市場化テスト法）」（仮称）を制定して、2006年度には地方自治体でも全面的に導入することを狙っています。

④地域協働

地域協働を報告書では、「一定の地域を前提として、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要としている公共的サービスの提供を協力して行う状態」としています。執行段階だけでなく、計画・決定段階での参加が重要としています。NPOや住民団体等の活動を念頭においていますが、自治体にどのような責任を残すのか、団体等の民主的責任等がどのように確保されるのか、行政が住民を活用する側面が強調されないか、民間営利企業に対する協力要請はどうなのか、という問題があります。

地域協働について、足立区は、25年にわたり事業の各段階ごとの市場化テストを実施し、民活・官活での協働の歴史を積み上げてきたとし、急速な規制緩和・規制改革のなかで、協働化テスト結果（行政改革、構造改革の成果）の総体的な分析と新たな試み（事務・技術職の定数削減）、ステップアップ（新たな規制改革ルールと組み合わせ、次の段階に移行）が必要である、そのうえで全体最適の「協働」システムをつくり上げるとしています。

⑤構造改革特区

構造改革特区は、規制改革・市場化の流れをさらに推進するために、国が主導し特別の区域で承認した構造改革の手法です。労働者保護、住民保護の規制を緩め、特定の区域で試行し効果を見定めて、いずれは全国展開をさせていくものです。自治体首長や議会の動向を注視し、住民にとって役立つ有害なものには反対・阻止の運動を展開する必要があります。

4 自治体リストラ＝自治体構造改革は住民に何をもちたらずか

公務の市場化・民間化の自治体における具体化として、自治体リストラ＝自治体構造改革の動きが強められています。

自治体構造改革によって、住民のくらしはどのように変わるのでしょうか。住民に何をもちたらずのでしょうか。

第一に、福祉や教育など、住民の生存を守り生活を維持・向上させるという自治体の役割を大幅に縮小することになります。自治体の行政は、一部の高額所得者や大企業ばかりに目を向けることになり、住民には公共施設の廃止・統合や運営主体の変更、住民施策の後退や廃止、有料化や自己負担強化が押し付けられることになります。

第二に、福祉、教育などの分野も含めて、公務・公共部門を民間企業、特に民間大企業の経済活動、つまり利潤追求活動の対象として開放していくことになります。住民の負担増により企業の利益を保障するだけでなく、住民のためにあるべき自治体の仕事を民間企業の儲けの対象として明け渡していくことになります。「市場化テスト」などはまさにその最たるものです。

これらをもたらず自治体構造改革は、まさに自治体の変質であり、自治体の役割の放棄です。自治体に当然あるべき公共性や民主性を投げ捨てることです。住民にとっては、そのような自治体は際限のない負担と犠牲を強いるだけの存在でしかなく、まさに「百害あって一利なし」であり、住民が主人公となる自治体に変革することが求められています。

5 自治体と自治体労働者の役割

自治体は、住民のいのちと健康、くらしを守る最後の「砦」です。地方自治法は、「住民の福祉の増進を図ることを基本」（第1条の2）と明確に規定しています。自治体は、日本国憲法が保障する基本的人権など、権利と自由を地域住民に保障していく役割を担っています。自治体の行政は、住民の権利と福祉を実現するために存在しています。具体的には、憲法第25条に基づく社会保障行政、第26条に基づく教育行政、第26条・第27条に基づく労働行政などです。

しかし、現在では、自治体構造改革の進行により、憲法によって保障された住民の人権が脅かされている状況があります。「公共性」がゆがめられ、変質させられています。自治体本来の役割を取り戻して、住民の基本的人権が守られる自治体にしていくことが必要です。

自治体労働者はどのような役割を持っているのでしょうか。自治体労働者は、自治体行政のあらゆる分野で働き、日常的に住民に接し、住民のために職務を遂行する専門家集団です。自治体労働者なしに、自治体の仕事を進めることはできません。

自治体の果たすべき役割は、その仕事を住民のために全力で遂行する自治体労働者が存在して初めて全うすることができます。自治体労働者は公務・公共労働の担い手であり、民主的な行政、効率的な行政の体現者であるべきです。住民のいのち、権利と自由を守る、生活と安全を守る、そのためには日夜を分かたず自分の職務にまい進する、常に最大限の努力を傾けるのが自治体労働者であり、公務労働者です。

私たちの労働組合は、「住民の繁栄なくして自治体労働者の真の幸せはない」、このことを高く掲げて、運動を進めてきました。これからもこの方向に寸分のくるいもありません。

住民の生活に際限のない痛みを押し付け、利潤追求の大企業に莫大な利益を保障する、このような許しがたい自治体リストラ＝自治体構造改革と真正面から対決することが、自治体労働者に今求められているもっとも重要な役割です。

6 自治体構造改革とのたたかひの基本点

(1) 住民のくらしと地方自治の擁護をかかげたたかひ

自治体リストラ＝自治体構造改革とのたたかひでは、攻撃が直接ふりかかる自治体労働組合が、組合員の権利と労働条件を守るために全力でたたかうことは当然です。しかし、自治体構造改革とのたたかひは、労働組合が自治体当局との労使関係の中だけでたたかうことにはなりません。自治体構造改革は、自治体労働者の権利や労働条件に対する攻撃であると同時に、住民のいのち・くらし・健康・安全を脅かす攻撃であるからです。

どんな地域をつくるのか、どういう自治体をめざすのかが問われるたたかひになります。自治体当局の構想・計画に対して、労働組合が自治体の将来像を対置しながら、地域住民や職場労働者のさまざまな要求・思いを大切に、それを実現するには何が必要か、実現のためのエネルギーをしっかりと集めることではじめて効果的にたたかうことができます。

相手の攻撃の狙い・目的・具体的なスケジュールを十分に把握・理解し、それにかみ合ったたたかひを展開していくことが重要です。自治体構造改革とのどのようなたたかひも、住民のくらしを守る、地方自治を擁護する、この旗を高く掲げてたたかう必要があります。

(2) 住民とともに「憲法を守れ」「生存権・自治を守れ」のたたかひ

自治体構造改革の実行を迫る勢力に対して、はば広い住民との共同を追求し、場合によっては自治体当局との共同も視野に入れて、「憲法の条項を守れ」「住民の生存権を保障せよ」「地方自治をふみ破るな、尊重せよ」という課題で真正面からたたかうことが大切です。日本国憲法は、国や自治体が国民・住民の基本的な人権を保障する義務がある、とうたっています。

たたかう自治体労働者の産業別労働組合である自治労連は、小泉構造改革に対して、「こんな地域と日本をつくりたい 21世紀初頭の自治労連の目標と提言(案)」というもうひとつの自治体の将来像を対置しています。ここでは、憲法がくらしの隅々までいきづく地域と社会の未来像を提示しており、自治体構造改革とたたかう有力な手段となります。

自民党の憲法改正第一次素案は、新自由主義に基づく国家体制づくりをめざし、地方自治について極めて詳細に規定しています。そこでは、行政は住民相互の協働に基づき実施、住民は負担を公正に分任する義務を負う、補完する役割の強調、住民投票廃止などを規定します。まさに新自由主義そのものであり、「自治」に値しない変質が行われています。

(3) 「新しい公共空間の形成」など、「公共性」の変質を許さない

自民党の改憲案には、平和的生存権や人権保障を基本とする「市民的公共性」から、人権を制限し国家の利益を優先する「軍事的公共性」への転換が明確になっています。乱暴なかたちで「公共性」が変質させられています。総務省は新指針やそれに先立って発表した文書で、「新しい公共空間の形成」として、自治体をそのための戦略本部とする行政の役割の重点化・変質を打ち出しています。公共性を担う多様な主体と協働して自治体を運営していくというものであり、市民の自発的な行政参加を位置づけつつも、その本質は公務・公共分野を民間企業への市場化に投げ出していくことです。目新しい概念を持ち出して、住民本位の行政を担保する「公共性」を否定し、行政を民間化の嵐のなかに投げ込み、その結果住民を犠牲にして大企業・財界の利益を保障させることは、決して許されないことであり、自治体労働者・労働組合の住民と共同したたたかひが求められています。

7 具体的な取り組み

「新地方行革指針」とのたたかいは、憲法改憲につながる構造改革を許すのか、憲法を住民のくらしと自治体のすみずみまで生かす民主的な改革を進めるのかが問われてきます。この明確な対決点を踏まえて、たたかいを進めていきましょう。

①地方自治擁護、住民の生存権保障の課題であり、自治体当局を国とたたかう立場に立たせましょう。

②団体自治、住民自治を内容とする憲法の「地方自治の本旨」規定を尊重させましょう。

③地域の住民運動団体、民主団体、労働組合、自治会・町会・商店会、社会福祉協議会、中小企業家団体、青年団、老人クラブ、NPOなど、はば広い住民や住民団体と対話し共同の取り組みを広げましょう。

④共同要求に基づいて行う「自治体キャラバン」のように、はば広い労働者、住民の共同行動として発展させましょう。

⑤自治体や市長会・町村会に対し、基本的人権の保障、地方自治を守り「集中改革プラン」を強制または推進しないことを要請し、懇談しましょう。

⑥自治体での意見書の採択運動、新聞等への意見広告の掲載、住民への全戸対象の宣伝、街頭・駅頭での宣伝や署名行動など、あらゆる機会、媒体を活用して宣伝活動を進めましょう。

⑦「新地方行革指針」の本質や目的、「公共性」をどうとらえるかなど、組合員はもとより、地域住民や団体とも共同して学習を進めましょう。

結びにかえて

公務員は「全体の奉仕者」であって「一部の奉仕者」ではない。憲法に掲げられたこの規定は、公務労働の本質を端的に語っています。私たち自治体労働者は、当然ながら、すべての地域住民のために奉仕しているのです。

「新地方行革指針」やその大元である政府の閣議決定「今後の行政改革の方針」、そして理論展開している「日本21世紀ビジョン」とその短期方針である「骨太の方針2005」。

自治体リストラ＝自治体構造改革に関わる政府・財界の戦略と具体的な方針を明らかにしたこれらの文書では、「官から民へ」「豊かな公、小さな官」「自治体は新しい公共空間形成の戦略本部」など、公務と公共性、公務労働のあり方に対して、大きく切り込んできています。公務員批判・攻撃・中傷がかつてなく強まっているなかで、真正面からの攻撃であり、これに対抗し打ち勝っていくためには、私たち自治体労働者の側から、自治体のあり方や役割、公務労働の本質、「公共性」の価値、そして自治体労働者のかけがえのない役割を対峙し、地域でそして職場で大いに語り広げていくことが、今まさに求められているのではないのでしょうか。

これは容易なことではありません。住民の理解と支持を得られるまでには、それぞれ血のにじむような不断的な努力が求められています。その答えは、やはり私たちの自治体の仕事、毎日の公務労働の積み重ねの中にあるのではないのでしょうか。住民のくらしに役立つ、欠かせない仕事、心から喜ばれる仕事、公務でなければできない仕事、公共性が求められる仕事、私たち自治体労働者の知恵と工夫、努力と勇気で、そうした仕事を成し遂げることが、自治体構造改革の大きなうねり乗り越えることにつながるはずです。

誇りをもって働き、大いに学び確信を深めて、仲間とともに、住民といっしょにたたかきましょう。